

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う使用料全額還付について

市公共施設の使用料還付について以下のとおり、決定しましたのでお知らせいたします。

期間

1月14日(金)から当面の間

使用料還付について

新型コロナウイルス感染症を理由とする使用許可の取り消しについては、滋賀県が医療体制非常事態を宣言した1月14日以降の取消し申出分から当面の間、全額還付の対象とします。

2022年1月25日
玉川まちづくりセンター